



写真説明 : なつみかん



果樹産業の動向

カリフォルニア州でグリーンング病が初めて確認される

The Packer 紙 (2012年2月27日付け及び4月2日電子版)

- 目次 -

果樹産業の動向

- ・カリフォルニア州でグリーンング病が初めて確認される 1
- ・リンゴ生産国の国際競争力比較 2
- ・台湾のリンゴ・ナシ残留農薬基準追加設定により韓国の果実輸出は改善か? 4

現地報告

- タイ 4
- ブラジル 5
- 米国 6
- 豪州 6

トピックス

- ・南半球のリンゴ輸出は減少 7
- ・米韓自由貿易協定で米国に青果物輸出増の期待 8
- ・ニュージーランドのキウイフルーツは病害により減産 8

果物を食べて
応援しよう!

被災地を応援

先号(6号)でカンキツ類の生産地であるテキサス州で今年1月にグリーンング病の発生が初めて確認された記事を紹介したが、同州に続いて米国における生食用カンキツ類の最大産地であるカリフォルニア州ロサンゼルス郡郊外のハシエンダハイツの住宅地にあるレモン/ポメロの樹で、3月30日に同病の発生が初めて確認された。本罹病樹は抜根処分されるとともに、罹病樹から半径800m内に存在するカンキツ樹については、所定の処理が行われる。

米国でカンキツグリーンング病が最初に確認されたのは2005年であるが、本病によってフロリダ州では4万haものカンキツ園が破壊された。これまでにこの病害はテキサス、ジョージア、ルイジアナの各州でも確認されている。

また、これに先立ち2月初旬にカリフォルニア州最大のカンキツ類の最大産地であるサンジョアキンバレーのツラーレ郡で同病を媒

介するミカンキジラミが見つかった。

同州では、2008年8月に南部のサンディエゴ郡でミカンキジラミが初めて発見されてから、州内のカンキツ生産・出荷業者や選果荷造り業者は、連邦・州・郡による同地域へのミカンキジラミ封じ込め対策に毎年数百万ドルの資金を拠出してきた(南部カリフォルニア地域(右下地図の水色の部分)の全郡で同害虫の存在がこれまで確認されている)。

同病及びミカンキジラミからサンジョアキンバレー地域、とりわけツラーレ郡を守るということは、カリフォルニア州のカンキツ産業を守る上で最重要課題であった。

しかし、ツラーレ郡でのミカンキジラミの発見並びにロサンゼルス郡におけるグリーンング病の発生というカンキツ産業にとって最悪の結果となった。

2010年における米国農務省農業統計局のカリフォルニア州カンキツ栽培面積報告書によると、同州のカンキツ類の結果樹面積は10万4千haとなっている。このうちサ

ンジョアキンバレーの面積は7万7千haで、同地域にあるツラーレ郡は州内第1位のカンキツ生産地で4万haの結果樹面積を有している。

ツラーレ郡のカンキツ類品目別結果樹面積(2010年)

品目		面積
オレンジ	ネーブル	28,123
	バレンシア	6,838
グレープフルーツ		194
タンゼリン/マンダリン		2,930
レモン		1,548

カリフォルニア州のグリーンング病及びミカンキジラミの発生地



出所:カリフォルニア州食料・農業省

リンゴ生産国の国際競争力比較

World Apple Report 誌 (2012年3月号)

第17回のリンゴ産業の国際競争力比較を直近のデータを用いて行った。

今回の国際比較では新たにチェコ、インド、韓国の3カ国を加えた合計32カ国を対象にしている。一方、生産量の多いイラン、ウクライナといった国々はデータが入手できず除外されている。

<評価方法>

国際比較は別表に示した23項目に関する評価を基に行った。国際比較の目的は従来と変わりなく、リンゴ生産効率に関する基本指標、リンゴ産業の生産性を示す数値データ、競争力強化を規制する諸要因の3カテゴリーに分類される。

各項目について最高10点から最低1点の10段階で評価され、最高点はチリの173点、最低はルーマニアの71点で、全32カ国の平均得点は126.3点だった。

<総合評価>

チリは再び総合評価のトップに返り咲き、NZも米国とイタリアを抜いて久しぶりに第2位となった。フランスは昨年に続き第5位。今回初登場の韓国は豪州および日本を抜き第6位につけた。

32カ国を総合点数順に8カ国ずつの4ランクに区分した。一般的に、トップランクの8カ国は高い国際競争力を備えており、第2ランクの国々はいくつかの項目を改善することにより競争力を強めることができ、第3ランクはかなり努力しなければ競争力強化は難しく、第4ランクの国々は相当思い切った方策を講じなければ発展は見込めない。

総合評価のトップ8カ国中3カテゴリー全てでトップグループにランクされたのはチリ、NZ、イタリアの3カ国だけである。第2ランクについては西欧が4カ国、南半球の3カ国そしてカナダとなっている。このうち3カテゴリーで最高点を記録したのはオランダとベルギーで、それぞれ1カテゴリーでトップを占めただけである。

第3ランクには西欧と東欧及びアジアから各2カ国、南米からアルゼンチン、北米からメキシコとなっている。最

低ランク8カ国はロシアを含む中東欧6カ国、そしてギリシャとインドとなっている。

2011年のランキングからの大きな変化は、カナダが4ランク上昇し、スペインが4ランク低下したことで、メキシコが順位を3つ上げ、ハンガリーが3つ下げていることである。

<生産性>

生産性は国際競争力を左右する基本的要因であるが、生産地の土壌条件や気象条件といった自然条件によって大きく規制される。しかし、栽植密度を変えたり、品種更新を図ると

国際競争力評価項目(2012年)

<生産性>

- ☞ 生産の伸び率(2004-06～2009-11)
- ☞ 生産量の変動(2001-11)
- ☞ 未成園の割合(2011)
- ☞ 新品種の生産割合(2011)
- ☞ 栽植密度(本数/ha)(2011)
- ☞ Ha当たり収量(t)(2009-11)

<インフラ・諸投入>

- ☞ 貯蔵施設整備状況
- ☞ 近代的選果・梱包施設
- ☞ 流通の効率性
- ☞ 販売システム
- ☞ 用地取得の可能性
- ☞ 水利状況
- ☞ 労働力調達の難易
- ☞ 資金調達の難易
- ☞ 生産投入コスト

<経済・流通事情>

- ☞ 長期金利(2011)
- ☞ インフレ率(2011)
- ☞ 為替レート変動(2000-05年を基準)
- ☞ 所有権保護水準
- ☞ 品質水準
- ☞ 輸出比率(2009-11)
- ☞ 平均輸出単価(USドル/トン 2009-11)
- ☞ 市場までの平均距離(km)

いった生産者の取り組みによって改善することが可能である。

今回初めて登場した韓国は生産性カテゴリーで首位を占めた。しかし、2012年の生産性カテゴリーの第1ランク8カ国中6カ国は2011年にも第1ランクであった。

中国は総合評価では第18位と第3ランクグループであるが、生産性カテゴリーでは依然続いている単位面積当たりの収量増大により順位を上げている。このカテゴリーの順位は、気象条件による単収変動の影響を受けて変化が激しい。

2004-06年から2009-11年の間に、中国を除く国々の合計生産量は4.6%の減となっているものの、中国は実に42%もの増加となっている。

2001-2011年の10カ年における生産量の最高と最低の幅(変動率)を見ると、32カ国全体では70%であったが、チェコ、ハンガリー、ポーランド、ルーマニア、セルビアの5カ国は100%超、スロバキアに至っては200%超と生産の不安定さを示している。これ等の国々は全て中東欧の国々である。これはこの地域の気象条件がリンゴ生産にとって極めて厳しいものであることを示している。2012年2月も中東欧地域は厳しい寒さに見舞われ、今年の実量もかなり落ち込む可能性が高い。

未成園比率は引き続き10%以下であった。しかし、14カ国は5%以下で品種更新が遅れていることを示している。

栽植密度は全体平均で700本/haであったが国による差が大きく、ベルギー、オランダ等西欧諸国で高く、メキシコ、インド等では旧来の粗密度栽培が多い。栽植密度は単収に影響を与え、高密度栽培は多収量をもたらす。しかし、NZ、チリ等では自然条件に恵まれていることから、程々の栽植密度でありながら高い収量を誇っている。ここでも自然条件がリンゴ生産に大きな影響を及ぼすことがはっきりしている。

<インフラ・諸投入>

リンゴ産業を支えるインフラの変化の度合いはゆっくりしたものである。農

道やかんがい施設といった生産基盤や港湾、倉庫、選果・梱包施設といった流通関連施設の整備、様々な機械・設備、種苗、農薬等の投入財供給、さらには試験研究、販売活動等のサポート体制等々のためには公共投資と民間投資がともに必要である。

一般的に、貯蔵、選果、輸送に関する施設は他に比べて良く整備されているものの、多くの国で不十分なものが販売や販売促進関連システムである。さらにリンゴ産業は生産適地、労働力、資本、エネルギー、農薬等の確保に苦勞している。世界不況のもと、世界の関心はいかに生産性を上げるかということから、いかに雇用を確保するかということに変わっている。また、世界の気候変動にどう対処すべきかについて合意形成が実現せず、各国は地球規模の気候変動への取り組みを先延ばししている。

＜経済・流通事情＞

経済・流通事情カテゴリーに含まれる項目の多くは、リンゴ産業だけで取り組むことのできない事柄でありながら、リンゴ産業のあり方を大きく規制するものである。インフレ率と長期金利は、2008年の世界的金融危機以前は比較的安定的であった。2008年以降インフレ率は低下したものの、長期金利は上昇し、資金借入れが難しくなった。

世界不況からの回復初期、アルゼンチン、ブラジル、中国、インドといった国々のインフレ率はかなり急速に増大した。ギリシャの財政危機をきっかけに深刻となったユーロ圏の財政危機により、西欧諸国ではリンゴ産業に限らず経済全般に資金調達が極端なまでに困難になった。

経済危機は為替市場にも大きな影響を与えている。この為替市場の動向を競争力評価に反映するために、各国通貨の2000～2005年の平均対米ドルレートを基準にした変動を今回新たに評価項目として追加した。

その結果、ユーロ圏は、2011年には2000～05年平均で25%不利

な状況にあり、豪州、ブラジル、カナダ、チリ、日本、NZは30～40%不利な状況にあった。一方アルゼンチンは83.5%も有利であった。為替相場がリンゴ産業の国際競争力に極めて大きな影響を及ぼしていることが分かる。

国際競争力の強さは、毎年の輸出比率(輸出量÷生産量)を見ても分かる。しかし、為替相場で輸出収益が帳消しにされてしまうことも多い。2009-11年の平均輸出価格は、世界不況の真っ只中でかなり低水準だった2009年を下回っている。

2012年には、EUの経済危機から世界のリンゴ輸出価格は再び低下している。

さらにリンゴ輸出国の多くは欧米

といった主要輸出市場から遠く、地球温暖化問題から長距離輸送による二酸化炭素排出量の多さが批判されてきた。

＜結論＞

今回の評価結果は、各国や地域が将来にわたって持続可能な発展を確保するためには何を為すべきかを考えるうえで役立つだろう。



リンゴ生産国の国際競争力順位 (2012年)

ランク		総合順位	生産性	インフラ・諸投入	経済・流通事情
2012年	2011年				
1	1	チリ	韓国	チリ	フランス
2	4	NZ	ベルギー	米国	日本
3	3	米国	オーストリア	NZ	イタリア
4	2	イタリア	ドイツ	カナダ	NZ
5	5	フランス	イタリア	南アフリカ	米国
6	—	韓国	チリ	ブラジル	チリ
7	6	オーストリア	中国	イタリア	オランダ
8	8	日本	NZ	アルゼンチン	韓国
9	7	ベルギー	オランダ	フランス	オーストリア
10	12	南アフリカ	ブラジル	オーストリア	ドイツ
11	10	ドイツ	南アフリカ	日本	ベルギー
12	11	オランダ	フランス	トルコ	カナダ
13	9	カナダ	日本	韓国	スロバキア
14	14	UK	UK	ベルギー	UK
15	13	ブラジル	米国	中国	メキシコ
16	15	豪州	トルコ	豪州	豪州
17	18	アルゼンチン	ロシア連邦	オランダ	スペイン
18	17	中国	カナダ	ドイツ	セルビア
19	19	トルコ	アルゼンチン	スペイン	ポルトガル
20	16	スペイン	豪州	UK	ポーランド
21	24	メキシコ	スペイン	メキシコ	南アフリカ
22	20	ポルトガル	ギリシャ	ポルトガル	ブルガリア
23	21	ポーランド	ブルガリア	ポーランド	アルゼンチン
24	22	スロバキア	スロバキア	ハンガリー	ギリシャ
25	23	ギリシャ	ポルトガル	ギリシャ	トルコ
26	—	チェコ	ポーランド	チェコ	チェコ
27	28	セルビア	メキシコ	スロバキア	ロシア連邦
28	27	ブルガリア	チェコ	インド	ルーマニア
29	26	ロシア連邦	インド	セルビア	中国
30	25	ハンガリー	セルビア	ブルガリア	ハンガリー
31	—	インド	ハンガリー	ロシア連邦	インド
32	29	ルーマニア	ルーマニア	ルーマニア	ブラジル

NZ=ニュージーランド

UK=グレートブリテン及び北部アイルランド連合王国(英国)

台湾のリンゴ・ナシ残留農薬基準追加設定により韓国の果実輸出は改善か？

(韓国農林水産食品部ホームページ 3月27日付け「ニュースリリース」)

韓国農林水産食品部によると、台湾は、2012年3月14日、リンゴ・ナシの残留農薬許容基準を追加する計画を世界貿易機関(WTO)に通報した。

台湾は、2008年から残留基準が設定されていない成分が検出された場合、食品の輸入・流通を禁止するポジティブリスト制度(PLS)をとっている。

台湾側基準が設定されていない農薬が使用されたリンゴ・ナシの安全性違反事例が多数発生し、特に2011年から台湾は韓国産リンゴの全積荷検査を実施しており、韓国の台湾への輸出に大きな障害となっていた。

韓国産リンゴ・ナシの台湾通関時の農薬基準違反：
2009年→6件、2010年→3件、2011年→12件 2012年3月まで→1件

台湾は、2010年ベースで韓国のリンゴ輸出の85%、ナシ輸出の45%を占める主要市場となったものの、2011年には全積荷検査及び国内の減産によりリンゴの輸出量は急激に減少した。

リンゴの輸出(全体/台湾向け)：
2010年→17.9百万ドル/15.2百万ドル、2011年→8.9百万ドル/6.2百万ドル(前年同期比全体 50.6%減、台湾 59%減)

こうした現状を踏まえて、韓国農林水産食品部と農村振興庁は、台湾側基準を遵守するために農家の教育と事前の農薬検査を強化する一方、外交ルートを通じて残留農

薬許容基準の追加設定のために台湾との協議を行った。

その結果、台湾側は、2011年11月に18成分(リンゴ17、ナシ1)を登録したのに続き、今回の21成分(リンゴ15、ナシ6)が追加設定されることになり、これまでの韓国政府の努力が一定の成果を収めることとなった。

登録農薬(2012年3月現在)：

台湾(リンゴ105→120に拡大予定。ナシ109→115に拡大予定)。韓国(リンゴ201、ナシ163)

今回登録される農薬の成分には、最近、台湾の通関時に韓国産果実から検出された成分が多数含まれていることから、今後の農薬の基準違反件数が減少し、台湾へのリンゴ・ナシの輸出が回復に転じると期待される。

農林水産食品部は、リンゴの輸出目標(2千万ドル)の達成が期待されるとしながらも、まだ台湾に登録された農薬成分は少なく、全積荷検査が維持されるため、輸出農家が台湾の基準に合わせて徹底的に農薬管理をすることが重要だとしている。

今回、WTOに通報された台湾の残留農薬許容基準は、早ければ今年の本格的な輸出の時期(11月)に発効する見通しである。

なお、今回、台湾がWTOに通告した成分名および残留農薬許容基準(案)は当ニュースレターの最後のページに(参考)として掲載しております。



現地報告

タイのパインアップル供給過剰及び輸出用マンゴアの規格統一化

中元 進弘

＜パインアップルが供給過剰、政府が20万トン買い上げ＞

政府はパインアップルの価格下落を防ぐため、2012年度予算から14億4,000万バーツを拠出し、20万トンのパインアップルを買い付ける計画を4月2日に閣議決定した。これは、2012年4月～6月のパインアップルの出荷量が74万8,000トンと見積もられるものの、缶詰工場などの需要は54万6,000トンに止まる見通しで、20万トンの供給過剰が生じると予想されるためである。

主産地20県の農家から1kg当たり4バーツで買い取り、バイオ肥料やパインアップル缶詰に加工する。市場の出荷量が4月～6月にピークを迎え、また、4月に入って主産地の出荷量増が理由で農家庭先価格が値崩れしているところであった。(2012年4月9日号「タイ経済」)

＜輸出向けマンゴアの規格基準を全国統一＞

マンゴアの輸出市場が継続的に成長しているなか、世界の消費者向けにタイ産果実の規格基準の全国統一化を図る動きがある。

タイ・マンゴー生産者協会によると、現在、カンチャナブリ県、ナコンパトム県、ナコンラチャシマ県、スパンブリ県、チェンマイ県、チョンブリ県、ウドンタニ県、コンケン県、チャチェンサオ県の全国9県のマンゴー生産者協会やコミュニティグループがこの動きに参加しており、今後20県の25グループが参加予定という。規格基準の統一は、タイが世界で最も品質の良いマンゴーを生産、輸出、販売することを目標とし、世界のマンゴー生産のモデルとなるためだとしている。

マンゴアの輸出量が年々増加して

おり、主力輸出品種である「ナムドクマイ」、「シートン」、「No.4」の昨年の輸出量は2,800トンで、今年は3,250トンと見込まれている。

輸出市場は、ヨーロッパのほか、主要市場の日本や韓国となっている。特に、韓国は船便での輸送が可能なおから、輸送費が大幅に下がり、販売しやすくなっていることから、韓国でのタイ産マンゴアの市場が大きく成長しており、現在は日本向けとほぼ同量が輸出されている。また、一方で未熟型のキアオサヴォイ種やファーラン種などのタイ産マンゴアの需要がベトナム向けに増えており、約1万トンが輸出されている。輸送方法は大型トラックで時間をかけずに輸送することが可能であるため、ベトナム市場も今後、成長が期待される市場と考えられている。(2012年3月29日付「プーチャッカ」紙)

ブラジルのリンゴ生産者は収益の改善を求めて模索

中田 秀信

ブラジルは南半球でリンゴの生産量がチリに続いて2番目に多く(2010年の生産量は127万5千トン)、輸出はチリ、南アフリカ、ニュージーランド、アルゼンチンに続いて5番目に多い90,800トン(2010年)である。

ブラジルリンゴ生産者組合(ABPM)は、リンゴ産業の競争力を高めるため、生産者と選果・荷造り業者との業務提携を視野に置いて、組合員によるコンソーシアム結成を検討している。仮に、組合員によるコンソーシアムが結成されれば、共同販

売向けのリンゴは販売事務所へ出荷されることになり、また、リンゴ輸出グループの結成、農業資材の共同購入、リンゴ園の生産性を高めるための調査・研究に対する投資等が共同で実施されることになる。

ABPMによると、こうした動きの背景には、国内に多くのリンゴ生産者が存在するものの、小売業者が少なく、サンタカタリーナ州を例にとると、2011年の生産者価格が箱(18kg/箱)当たり10.80~12.60リアル(6.35~7.41ドル)であったのが、選果・荷造り業者の平均受取価格は2

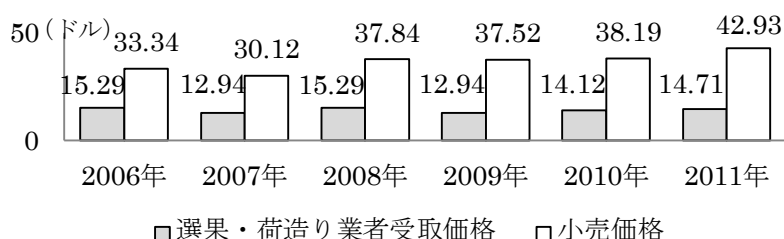
倍の25.00リアル(14.71ドル)、小売価格は3倍の72.98リアル(42.93ドル)と大きな価格差が生じる流通システムの問題がある。

一方で、国内市場におけるリンゴの販売が利益の薄いものとなっていることから、打開策として海外市場への輸出増加を図ったものの、ドル安リアル(ブラジル通貨)高のために輸出競争力が低下し、輸出は2008年の11万2千トン(8,090万米ドル)をピークに減少傾向にある。

コンソーシアム結成で、ブラジルのリンゴ生産者が置かれている状況を改善し、ブラジルのリンゴ産業が国際的に競争力を有することができるようになるか今後の動向が注目される。

(2012年2月28日付け「ヴァェール・エコノミコ」紙)

リンゴの選果・荷造り業者受取価格及び小売価格の推移



(参考資料)

ブラジルのリンゴ及びリンゴ果汁の仕向地別輸出の推移

(単位:ドル,ドル/kg,トン)



ブラジルにおけるリンゴの栽培面積は3万9千haで、主要産地はサンタカタリーナ州(2万ha)、リオグランズル州(1万7千ha)及びパナマ州(2千ha)である。栽培されている主要品種は「ガラ」及び「ふじ」である。



仕向国	2008年			2009年			2010年		
	輸出額	輸出価格	輸出量	輸出額	輸出価格	輸出量	輸出額	輸出価格	輸出量
リンゴ生鮮									
合計	80,929	0.72	112,250	56,328	0.57	98,264	55,366	0.61	90,839
オランダ	24,491	0.69	35,744	20,147	0.56	35,678	15,499	0.58	26,688
UK	13,660	0.76	18,034	5,050	0.58	8,640	4,945	0.67	7,340
ポルトガル	4,012	0.69	5,856	4,049	0.55	7,338	4,082	0.58	7,067
バングラデシュ	2,558	0.54	4,719	4,338	0.48	9,099	3,793	0.56	6,735
スペイン	4,829	0.92	5,252	1,635	0.67	2,455	3,302	0.65	5,080
フランス	4,433	0.71	6,209	4,881	0.63	7,789	3,274	0.60	5,452
アイルランド	2,886	0.79	3,664	2,342	0.60	3,909	3,218	0.67	4,805
フィンランド	3,332	0.78	4,286	2,381	0.62	3,863	2,989	0.68	4,420
デンマーク	2,898	0.79	3,646	930	0.72	1,300	2,732	0.60	4,518
スウェーデン	4,354	0.75	5,811	1,849	0.65	2,844	2,199	0.71	3,111
ロシア	1,423	0.73	1,949	887	0.67	1,329	1,928	0.59	3,260
UAE	1,006	0.60	1,675	1,027	0.50	2,056	1,447	0.61	2,355
ドイツ	4,147	0.80	5,179	2,141	0.58	3,711	1,399	0.59	2,362
イタリア	2,404	0.65	3,679	1,762	0.61	2,872	964	0.64	1,507
リビア	239	0.87	275	545	0.50	1,094	847	0.55	1,539
米国	288	0.80	359	253	0.50	502	517	0.57	910
その他	3,970	0.67	5,913	2,100	0.56	3,762	2,231	0.60	3,691
リンゴ果汁									
合計	36,244	1.18	30,598	19,438	0.89	22,063	32,904	0.86	38,391
米国	18,244	1.05	17,338	14,137	0.83	17,050	25,154	0.85	29,650
日本	9,631	1.39	6,921	4,224	1.09	3,870	3,333	0.94	3,534
南アフリカ	-	-	-	8	0.60	13	1,567	0.81	1,934
オランダ	3,885	1.63	2,385	58	0.69	84	1,393	0.85	1,634
アルゼンチン	165	1.65	100	-	-	-	694	0.80	868
メキシコ	-	-	-	702	0.90	780	379	0.93	407
ブエルトリコ	3,664	1.08	3,383	213	1.10	194	137	0.89	155

出所: SECEX(外国貿易局)

カリフォルニア州における 2012 年産オウトウの出荷見通しほか 中川 圭子

＜2012 年産オウトウ出荷は 5 月第 2 週に開始見通し＞

本年のカリフォルニア(CA)州産生鮮オウトウの市場出荷は、5 月第 2 週に開始される見通しである。

CA 州においては、昨年もオウトウの生育が遅れ、初出荷が 4 月末にまで持ち越されたという経緯があるが、今年のスタートは、昨年よりもさらに 1 週間以上遅れると予測されている。

本年産の生鮮オウトウは、出荷開始の時期が遅れると同時に開始時の数量も少量に止まる見通しである。これは、CA 州内の産地で 1 月に春を思わせる温暖な気候が続き、これが発芽の遅れや発芽ぞろいを悪くしたためとみられている。まとまった数量の出荷は、5 月第 3 週にまでずれ込む可能性が高い。

CA 州内で最も早く収穫・出荷が始まるのはサンホアキンバレー南部に位置する産地で、「ブルックス」、「ツラーレ」、「コーラルシャンペン」等の早生種が出荷の主体となる。南部産地の一部では、4 月 11 に雹害が発生したと報じられており、出荷開始期の数量が限定的となるのは必至である。

CA 州においては、平年、サンホアキンバレー北部地区での収穫・出荷が最盛期を迎える 5 月末～6 月初旬に州産生鮮オウトウの出荷ピークが訪れる。そのため、5 月最終週末の祝日連休であるメモリアルデーが州産オウトウの伝統的な特売時期とされてきた。しかしながら本年は、この週末に十分な販売数量を確保できるかどうか懸念されている。

2012 年の CA 州産生鮮オウトウ出荷量の見通しは、現在のところ不透明である。今後大きな気候の変化がなければ、業界始まって以来最大の豊作年となった 2010 年産に匹敵するレベルに達する潜在性があると予測する筋もあるものの、予断を許さない。

甘果オウトウの生産量の推移(トン)

2006 年	2007 年	2008 年	2009 年	2010 年	2011 年
38,000	77,000	78,000	83,000	88,000	77,000

昨年も出荷開始期には、2010 年に続く豊作になるかと期待されたものの、6 月に訪れた季節外れの降雨により北部

地区の「ビング」に大きな被害が及び、2010 年実績を 12% 以上下回る 77,000 トンに止まった。

＜CA 州の新たなオウトウマーケティングオーダーが発足＞

CA 州内の生鮮オウトウ生産者及び取扱い業者を対象とする CA 州オウトウマーケティング・調査プログラム (California Cherry Marketing and Research Program) が、2012 年 4 月 2 日付で発効となった。本プログラムは CA オウトウ諮問委員会 (California Cherry Advisory Board) が管理していた州おとうマーケティングプログラム (California Cherry Marketing Program) にとってかわる州マーケティングオーダーで、州内で年間 1,000 箱 (正味 8.2kg/箱) 以上の生鮮オウトウを出荷する生産者及び同 10,000 箱以上を選果・荷作り・販売する取扱い業者すべてを代表する業界内組織である。

1993 年に開設されたカリフォルニアオウトウ諮問委員会は、主に、対日輸出促進を目標として設立された州マーケティングオーダーで、そのための賦課金徴収対象品種は、当時の対日輸出品種であった「ビング」、「レーニア」、「パン」、「ランバート」の 4 品種に限定されていた。「ビング」は今なお州内で生産される最主要オウトウ品種としての地位を維持しているものの、「パン」及び「ランバート」の生産は近年、著しく減少し、「ブルックス」、「コーラルシャンペン」等その他の早生種の生産が急速に拡大しているという現状を反映し、カリフォルニアオウトウマーケティング・調査プログラムでは、生鮮向けに出荷されるすべてのオウトウ品種が賦課金徴収対象とされている。

生産、出荷の技術向上、品質向上に向けた調査に重点をおいた活動を行うことも、この新組織の特色のひとつである。オウトウ諮問委員会の時に推進されていた販促活動も継続されるものの、その予算配分は大きく縮小される見通しである。本年の賦課金徴収率は 1 箱当たり 15 セント (生産者 7.5 セント、出荷取扱い業者 7.5 セント出資) で、年間 90 万ドルの活動予算が計上されており、本予算の約 3 分の 1 が、各種調査に配分される予定である。

豪州における果実の輸出統計

トニー・ムーディ

豪州におけるミカン類の仕向地別輸出の推移

(単位:トン, 1,000ドル, ドル/トン)

仕向地	2005	2006	2007	2008	2009			2010		
	輸出量	輸出量	輸出量	輸出量	輸出量	輸出額	輸出価格	輸出量	輸出額	輸出価格
NZ	2,129	2,129	2,129	2,690	2,990	4,130	1,381	3,302	4,990	1,511
香港	3,021	2,357	3,508	2,909	5,286	7,840	1,483	3,240	5,470	1,688
米国	4,694	2,698	4,483	3,341	3,712	8,850	2,384	2,677	6,630	2,477
台湾	3,320	787	538	1,494	2,516	3,410	1,355	2,365	3,790	1,603
インドネシア	4,228	3,618	2,397	3,344	3,937	5,440	1,382	2,318	3,870	1,670
UAE	1,562	1,605	1,548	2,388	3,169	4,250	1,341	2,100	2,900	1,381
タイ	0	24	118	91	618	980	1,586	1,618	2,960	1,829
日本	617	853	1,086	1,401	1,109	1,620	1,461	924	1,670	1,807
シンガポール	689	744	262	665	1,361	1,620	1,190	889	1,460	1,642
ロシア	97	171	328	698	597	690	1,156	822	1,150	1,399
その他	2,514	3,249	3,088	3,098	4,973	5,770	1,160	2,489	3,290	1,322
合計	22,873	18,234	19,486	22,120	30,269	44,600	1,473	22,745	38,180	1,679



豪州におけるリンゴの仕向地別輸出量

(単位:トン, 1,000ドル, ドル/トン)

仕向国	2005年	2006年	2007年	2008年	2009年			2010年		
	輸出量	輸出量	輸出量	輸出量	輸出量	輸出額	輸出価格	輸出量	輸出額	輸出価格
インド	4,449	1,403	1,106	185	944	1,080	1,144	1,042	1,230	1,180
パプアニューギニア	523	527	521	672	794	1,230	1,549	795	1,260	1,585
インドネシア	637	576	597	684	519	1,440	2,775	691	1,830	2,648
UK	2,098	2,887	863	609	262	900	3,435	373	1,070	2,869
マレーシア	1,270	428	331	307	229	270	1,179	272	290	1,066
スリランカ	1,557	759	513	375	475	570	1,200	269	320	1,190
台湾	1,850	251	231	475	807	*	*	158	*	*
タイ	46	73	3	6	21	50	2,381	147	200	1,361
日本	124	0	0	16	65	*	*	134	*	*
その他	943	741	490	472	598	3,350	5,602	364	2,690	7,390
合計	13,497	7,648	4,656	3,801	4,713	8,890	1,886	4,244	8,890	2,095



豪州におけるアウトウの仕向地別輸出の推移

(単位:トン, 1,000ドル, ドル/トン)

仕向地	2005年	2006年	2007年	2008年	2009年			2010年		
	輸出量	輸出量	輸出量	輸出量	輸出量	輸出額	輸出単価	輸出量	輸出額	輸出単価
香港	565	398	316	546	534	5460	10,225	462	5820	12,597
台湾	304	16	226	307	308	4590	14,903	373	5690	15,255
タイ	126	145	194	204	285	2330	8,175	176	1950	11,080
シンガポール	116	251	174	179	191	1680	8,796	73	940	12,877
UAE	79	68	93	143	142	1030	7,254	65	420	6,462
マレーシア	14	18	31	55	68	730	10,735	60	750	12,500
ベトナム	4	3	7	18	31	300	9,677	33	440	13,333
オランダ	69	26	53	50	63	*	-	29	*	-
日本	2	12	13	17	35	*	-	26	*	-
ロシア	0	0	4	9	34	520	15,294	26	510	19,615
インドネシア	5	5	5	19	23	320	13,913	24	370	15,417
その他	172	81	120	149	153	3270	21,373	67	1650	24,627
合計	1,457	1,022	1,235	1,696	1,867	20,230	10,836	1,413	18,700	13,234

注: *はその他に含まれる。



トピックス

＜南半球のリンゴ輸出は減少＞

国際的な果物輸入業者は、今年の南半球産果物の輸出に関して、リンゴは減少、セイヨウナシは増加と見込んでいる。

世界リンゴ・ナシ協会によると、南半球のリンゴ輸出国は、チリ、アルゼンチン、ニュージーランド、ブラジル、オーストラリア、南アフリカで、これらの国々の輸出は、総体的に昨年に比べ4%ほど減少するものの、セイヨウナシは、14%程度増えると予想されている。

2012年に南半球の国々から輸出される数量は、リンゴで約164万トン、セイヨウナシで65.6万トンと期待されている。

南半球の果物の生産量は総体的に若干減少すると見られているが、これを種類別に見ると、リンゴでは2%の減、セイヨウナシでは1%の減

と見なされている。国別に見ると、チリではリンゴの生産量が約2%増加するのに対し、ニュージーランドでは2%の減、そしてアルゼンチンでは9%減少すると見られている。

アルゼンチンとチリのセイヨウナシの生産量は、それぞれ約2%の減と見られているが、ニュージーランドでは9%の減収が見込まれている。

南半球における2012年のリンゴ栽培を俯瞰すると、「ガラ」の栽培が最も多い。これに続くのが、多い順にレッドデリシャス、「グラニースミス」、「ふじ」、「ブレイバーン」、「ゴールデンデリシャス」となっている。セイヨウナシについては「ウィリアムス」(=「パートレット」)が最も多く、これに次ぐのが「パッカムズトライアンフ」、「フォーレル(Forelle)」、「ビューレボスク」である。(2012年3月5日付け「The Packer」紙)

＜米韓自由貿易協定で米国に青果物輸出増の期待＞

米韓自由貿易協定は3月15日発効するが、青果物の中でまずメリットを受けるのはアウトウやセロリ等である。

米国の韓国向け農産物輸出の3分の2が関税ゼロとなるが、米国通商代表部によると、これにはアウトウ、ピスタチオ、アーモンド、セロリ、ハウレンソウが含まれる。

2011年における韓国の米国産青果物の輸入額は、果実が2億5,400万ドル、野菜900万ドル、ナッツ1億8,900万ドルで、韓国がその年に輸入した米国産農産物70億ドルの僅かな部分を占めるだけである。しかし、自由貿易協定の発効は青果物やナッツ類の輸出増大のチャンスである。

米国産アウトウの現行関税24%は

(公財) 中央果実協会

公益財団法人 中央果実協会

住所
〒107-0052
東京都港区赤坂 1-9-13
三会堂ビル 2階

電話 (03)3586-1381
FAX (03)5570-1852

お知らせ

財団法人 中央果実生産出荷安定起因協会は、新公益法人制度に基づく「公益財団法人」へ移行するための手続きを進めておりましたが、この度、内閣総理大臣の認定を受け、平成24年4月1日をもって「公益財団法人 中央果実協会」へ移行・名称変更いたしました。

役員一同、より一層業務の充実に努めてまいりますので、今後とも、皆様のお理解、ご協力を賜りますようお願い申し上げます。



毎日くだもの200グラム運動

本誌の翻訳責任は、(公財)中央果実協会にあり、翻訳の正確さに関して Vance Publishing 社 (The Packer) および Belrose 社 (The World Apple Report)の各社は、一切の責任を負いません。

協定発効と同時に 0%になる。オレンジ、ブドウ、グレープフルーツ等も関税引き下げにより輸出増大が期待されているが、リンゴとナシは植防上の理由で引き続き輸入が禁止されている。

米国産ブドウの関税は協定発効と同時に 45%から 24%に引き下げられ、その後 4 年で 0%となる。オレンジについては、3 月 1 日から 8 月 31 日の間の現行関税率 50%が 30%に引き下げられ、その後毎年 5%ずつ引き下げ 6 年で 0%となり、9 月 1 日から 2 月末までの間は関税割当度

が採られ、僅かな無税割当枠を超えた部分には 50%の関税が課される。レモンについては協定発効と同時に 30%から 15%に引き下げられ、次年度から 0%となる。グレープフルーツについては現行の 30%が 6 年で徐々に 0%にまで引き下げられる。現在温州ミカンには 144%という高関税が課されているが、今後 15 年間で 0%にまで引き下げられることになっている。(2012 年 3 月 5 日付け「The Packer」紙)

韓国・米国 FTA 締結後の韓国における果樹の関税率

品 目(品種)等		関税率(%)		
		現行	3月15日以降	撤廃時期
リンゴ	ふじ	45%	42.7%	2031年
	その他品種		40.5%	2021年
リンゴ(乾燥)		45%	40.5%	2021年
リンゴ果汁		45%	38.6%	2018年
ナシ	日本ナシ	45%	42.7%	2031年
	西洋ナシ		40.5%	2021年
カンキツ類	マンダリン・その他	144%	134.4%	2026年
	オレンジ		シーズン	50%
オレンジ果汁		オフシーズン	30%	2018年
		冷凍	0%	-
ブドウ		その他	43.2%	2016年
		シーズン	45%	42.3%
ブドウ果汁		オフシーズン	24%	2016年
		45%	0%	-
モモ		45%	40.5%	2021年
モモ果汁		50%	45%	2021年

注 1: 税率の詳細な削減内容は当ニュースレター1号を参照。
2: 韓国は現在、害虫の問題で米国産リンゴとナシの輸入を禁止している。
出所: 韓国農林水産食品部



<ニュージーランドのキウイフルーツは病害により減産>

2010年に発見された細菌性の茎枝病害が、ニュージーランドのキウイフルーツ園で感染の拡大を続けており、感染が 1,070カ所(キウイフルーツ栽培面積の 40%以上)に達している。品種別の感染状況を見ると、「ヘイワード」では園地の 38%、ゴールド(「Hort16A」)及びこれ以外の新品種では 51%の園地に及んでいる。

当該病害の病原菌である *Pseudomonas syringae* pv *actinidiae* (PSA) に対し、ゴールドは「ヘイワード」より感受性が高く、今シーズンのニュージーランド産「ヘイワード」が 10%の減少に止まる一方、ゴールドキウイフルーツの減少は 32%に達すると見込まれる。今後、PSAが

拡大を続けていけば、ゴールドの生産は難しいという。

短期的に見ると、ゴールドの栽培を続けることができる生産者は、果実供給量が限定的なものになることで、大きな収益を得ることができるものの、ゴールドキウイフルーツの新品種「ゴールド3」が PSA に対しより強い抵抗性を示すことから、最終的には失われたゴールド(「Hort16A」)の多くの面積がこの品種に置きかわっていくものと見込まれている。

ゼスプリインターナショナル社によると 2012 年における米国への輸出に大きな影響はないとしている。因みに、米国へ輸出されるニュージーランド産キウイフルーツは、15%が慣行栽培のゴールドであり、70%が「ヘイワード」、残りの 15%が有機栽培の「ヘイワード」とゴールドである。(2012 年 3 月 5 日付け「The Packer」紙)

本誌についてのご質問、お気付きの点などがある場合、または他に転載する場合には、左記上にご一報くださるようお願いいたします。許可なくしての転載および複写(コピー)は著作権の侵害となることがありますのでご注意ください。

(参考)

台湾のリンゴ・ナシ残留農薬許容基準予告(案)

2012年3月14日 WTO/SPS 通知分

番号	品目	成分名	韓国 残留基準 (ppm)	台湾 残留基準 (ppm)	WTO 通知案 (ppm)	防除効果 *リンゴ・ナシ輸出研究事業団提供
1	リンゴ	Buprofezin (ブプロフェジン)	0.5	未設定	1.0	カイガラムシ等
2		Chinomethionat (キノメチオネート)	未設定	未設定	0.2	—
3		Chlorfenapyr (クロルフェナピル)	1.0	0.5	1.0	キンモンホソガ等
4		Chlorothalonil (クロロタロニル)	2.0	未設定	1.0	炭そ病、斑点落葉病等
5		Cyflumetofen (シフルメトフェン)	0.3	未設定	1.0	リンゴハダニ、ナミハダニ等
6		Diflubenzuron (ジフルベンズロン)	1	未設定	1.0	キンモンホソガ、モモシクイガ等
7		Etoxazole (エトキサゾール)	0.5	未設定	0.2	リンゴハダニ、ナミハダニ等
8		Fenitrothion (フェニトロチオン)	0.5	未設定	0.2	leaf roller caterpillar、 <i>Paratlanticus ussuriensis</i> (Ussur Brown Katydid) 等
9		Flufenoxuron (フルフェノクスロン)	0.7	未設定	1.0	リンゴハダニ、ナミハダニ等
10		Lufenuron (ルフェヌロン)	0.3	未設定	0.5	キンモンホソガ、モモシクイガ
11		Metconazole (メコナゾール)	1	未設定	0.2	褐班病、輪紋病等
12		Spirodiclofen (スピロジクロフェン)	1	未設定	0.8	リンゴハダニ、ナミハダニ等
13		Spirotetramet (スピロテトラマト)	未設定	未設定	0.7	—
14		Tebufenpyrad (テブフェンピラド)	0.5	未設定	0.5	リンゴハダニ、ナミハダニ等
15		Teflubenzuron (テフルベンズロン)	1.0	未設定	0.5	キンモンホソガ、モモシクイガ等
16	ナシ	Etoxazole (エトキサゾール)	0.5	未設定	0.2	ナミハダニ等
17		Fenitrothion (フェニトロチオン)	0.2	未設定	0.2	<i>Paratlanticus ussuriensis</i> (Ussur Brown Katydid)、カイガラムシ類等
18		Flufenoxuron (フルフェノクスロン)	0.7	未設定	0.5	リンゴコカクモンハマキ等
19		Lufenuron (ルフェヌロン)	0.5	未設定	0.5	リンゴコカクモンハマキ等
20		Metconazole (メコナゾール)	0.5	未設定	0.2	赤星病、黒星病
21		Teflubenzuron (テフルベンズロン)	1.0	未設定	1.0	リンゴコカクモンハマキ

(このリストは、「海外果樹農業ニューズレター7号」(印刷版)には掲載されていません。)